

減免基準改正後の障がいのある方の川下公園温水利用型健康運動施設使用料

(平成25年4月1日以降)

区分			使用料	
			単位	減免後の金額
プール・浴室 又は 浴室	障がい者（一般）		1人1回につき	250円
	障がい者（中学生）			250円
	障がい者（小学生）			200円
	障がい者（高齢者）			200円
	回数券使用	障がい者（一般）	回数券6枚つづり	1,250円
		障がい者（中学生）		1,250円
		障がい者（小学生）		1,000円
		障がい者（高齢者）		1,000円
プール	障がい者（一般・高齢者）		1人1回につき	0円
	回数券使用	障がい者（一般・高齢者）	回数券6枚つづり	0円

※障がいのある方を介助する目的で浴室・プールを利用される方の使用料についても、区分に応じた減免（介助者の年齢区分）が適用されます。